



日・タジキスタン投資協定

(正式名称：投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定)



背景

- タジキスタンの主要輸出品は綿花、金属、鉱物製品であり、国内での農業を始めとする生産活動は順調に発展している。他方、輸出の多様化のためには、生産の効率化・高付加価値化が課題。
- タジキスタン政府は、近年、外国投資誘致を国の主要戦略の一つとして掲げそのための環境整備を積極的に進めており、日系企業の関心も高まりつつある。



主な内容

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。
 - (1) 投資財産の設立段階・設立後の内国民待遇・最恵国待遇
 - (2) 投資財産に対する公正な待遇及び十分な保護・保障
 - (3) 投資の阻害原因となり得る要求（輸出の義務付け等）の原則禁止
 - (4) 正当な補償等を伴わない収用の禁止
 - (5) 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続

早期締結の必要性

- タジキスタンにおける投資環境の透明性、法的安定性及び予見可能性の向上を通じた我が国からタジキスタンへの投資の更なる保護・促進。

- 人口：
1,080万人（2025年）
- 一人当たりGDP：
1,394米ドル（2024年）
- 在留邦人：
57人（2024年）
- 進出日系企業：
6社（2024年）
- 進出分野：
薬品原料製造、金融業、建設業、卸売業・小売業等

(参考)

- タジキスタンは、ドイツ、フランス、ハンガリー、スイス等30か国との間で投資関連協定が発効済み。
- 2018年10月にラフモン大統領が訪日、2015年10月に安倍総理大臣が、2019年5月に河野外務大臣が訪問。
- 2018年3月に交渉開始。
- 2025年12月に署名（於：東京）。